平成２６年（フ）第１１７０号
福岡県春日市上白水９丁目116番地　サンコーポ柏田201号
破産者　福本　圭太（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７号
福岡市早良区重留６丁目１番３号
破産者　中尾みどり
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５９号
福岡県太宰府市連歌屋１丁目15番２号グランビュー太宰府104号
破産者　中林　豪朗
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６０号
福岡県太宰府市連歌屋１丁目15番２号グランビュー太宰府104号
破産者　中林佳奈子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０４号
福岡市西区下山門団地22番401号
破産者　岩田　昭次
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９６号
福岡市東区城浜団地71番407号
破産者　山本　　誠
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５２号
福岡県糸島市前原北４丁目１番６―305号
破産者　池森　　剛
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６２号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目15番７号
破産者　池田　千夏（旧姓北村）
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０３３号
福岡市博多区東比恵３丁目13番49―505号
破産者　副田　秀治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５３号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目13番18号
破産者　松尾ゆかり（旧姓上篭）
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６７号
福岡市南区大橋４丁目24番44―605号
破産者　久下　良三
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１６号
札幌市北区拓北６条３丁目７番12号
破産者　鵜川　繁夫
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番19号　高砂ハイツ２階
破産者　斉藤　浩嗣
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３６０号
山形県上山市東町７番31号、開始決定時の住所仙台市青葉区中江１丁目１番15号
破産者　二上　泰子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
栃木県足利市五十部町610番地２　リバーハイツ210、前住所栃木県足利市五十部町639番地　フラットワン223
破産者　村山建築こと　村山　　彰
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５号
兵庫県加古郡播磨町西野添４丁目11番６号タウニーＳＡ103号
破産者　椎葉　節子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県加古川市平岡町一色東２丁目481番地の３
破産者　小中　健司
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１０号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地　県営江鮒鉄筋住宅３号棟301号、従前の住所兵庫県姫路市御立中４丁目６番10号
破産者　冨倉　孝造
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９７３号
福岡県大牟田市大字倉永371番地２
破産者　野口　暢幸
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部